

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年164号				
不利益処分の種類	社会福祉法人への譲渡財産等の返還命令	根拠条項	56条の5				
処分基準	社会福祉法第58条（昭和26年3月29日法律第45号）の規定に反するとき						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	目次 NO	9